

社会福祉法人 ユーアイ村

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 第一種社会福祉事業 | イ 特別養護老人ホームユーアイの家の設置経営 |
| (2) 第二種社会福祉事業 | イ 老人デイサービス事業 (ユーアイの家) |
| | ロ 老人短期入所事業 (ユーアイの家) |
| | ハ 障害福祉サービス事業 |
| | ニ 保育所 ユーアイはいくえんの設置経営 |
| | ホ 相談支援事業 (ユーアイサポート) |

(名 称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人ユーアイ村(以下「ユーアイ村」という。)という。

(経営の原則)

第3条 ユーアイ村は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 ユーアイ村の事務所を茨城県水戸市吉沼町1839番地1に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 ユーアイ村には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事の互選により、理事のうちから、理事長、副理事長各1名を選任する。
- 3 理事長は、ユーアイ村を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(理事の選任等)

第7条 理事は、評議員会の同意を得、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。

- 3 監事は、ユーアイ村の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬)

- 第8条 役員の報酬については、勤務実体に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第9条 ユーアイ村の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の簡易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。
 - 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に特段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。
 - 8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務代理)

- 第10条 理事長に事故あるときは、又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理する。
- 2 理事長、副理事長ともに事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次にその職務を代理する。
 - 3 理事長（副理事長又は他の理事が理事長の職務を代理する場合を含む。）個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及びユーアイ村の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び水戸市長に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 ユーアイ村に、職員若干名を置く。
- 2 ユーアイ村の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の決議を経て、理事長が任命する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で決める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、決議することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の決議に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実体に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、ユーアイ村の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の同意を得なければならない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、ユーアイ村の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、ユーアイ村の趣旨に賛成して協力する者から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊な関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 ユーアイ村の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

茨城県水戸市吉沼町字下坪1837-2所在のユーアイの家敷地	149㎡
茨城県水戸市吉沼町字下坪1843-2所在のユーアイの家敷地	363㎡
茨城県水戸市吉沼町字下坪1844-1所在のユーアイの家敷地	202㎡
茨城県水戸市吉沼町字下坪1841-1所在のユーアイの家敷地	1,231㎡
茨城県水戸市吉沼町字下坪1839-1所在のユーアイの家敷地	4,295㎡
茨城県水戸市吉沼町字下坪1842-1所在のユーアイの家敷地	503㎡
茨城県水戸市吉沼町字勢至堂1792-1所在のユーアイの家敷地	487.5㎡
茨城県水戸市吉沼町字勢至堂1794-1所在のユーアイの家敷地	779.71㎡
茨城県水戸市吉沼町字下坪1843-3所在のユーアイファクトリー敷地	573.81㎡
茨城県水戸市吉沼町字下坪1845-1所在のユーアイファクトリー敷地	309.69㎡
茨城県水戸市吉沼町字下坪1849-6所在のユーアイファクトリー敷地	446.93㎡
茨城県水戸市吉沼町字下坪1848-1所在のユーアイファクトリー敷地	243.13㎡
茨城県水戸市吉沼町字下坪1847-1所在のユーアイファクトリー敷地	269.39㎡
茨城県水戸市吉沼町字勢至堂1783-3所在のユーアイの家敷地	991㎡
茨城県水戸市吉沼町字台1768番1所在のユーアイホーム敷地	2,556㎡

(2) 建物

茨城県水戸市吉沼町1839番地1の鉄筋コンクリート造陸屋根・鋼板葺2階建 特別養護老人ホームユーアイの家1棟 (3488.55㎡)
茨城県水戸市吉沼町1843-3所在の軽量鉄骨造スレート葺陸屋根2階建 障害福祉サービス事業所ユーアイファクトリー1棟 (635.04㎡)
茨城県水戸市吉沼町1768-1所在の木造平屋建て 障害者共同生活援助ユーアイホーム2棟 (481.54㎡)

3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、水戸市長の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、水戸市長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第20条 ユーアイ村の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 ユーアイ村は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 ユーアイ村の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 ユーアイ村の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから理事会の認定を受けな

ればならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、ユーアイ村が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 ユーアイ村の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 ユーアイ村の会計に関しては、法令等及びこの定款の定めのあるもののほか、理事会で定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 社会福祉に関する情報提供・助言を行うユーアイデザインの経営
- (3) 水戸市東部高齢者支援センターの受託経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第28条 前項の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 ユーアイ村は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号及び第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、茨城県知事の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、水戸市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を水戸市長に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 ユーアイ村の公告は、社会福祉法人ユーアイ村の掲示場に掲示するとともに、「茨城新聞」に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、第5条第2項、第6条及び第7条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後、遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事（理事長）	高橋康暉
理事	菊池初井
理事	大川英次
理事	古賀政子
理事	藤沢康彦
理事	関美紀子
監事	平野祐司
監事	木村美佐子

2 この法人の設立当初の会計年度は、第24条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平14年3月31日までとする。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成13年10月17日 設立認可から実施する。

この規程は、平成14年6月24日から実施する。

この規程は、平成16年3月13日から実施する。

この規程は、平成16年7月29日から実施する。

この規程は、平成17年4月28日から実施する。

この規程は、平成18年7月1日から実施する。

この規程は、平成19年3月25日から実施する。

この規程は、平成21年10月17日から実施する。

この規程は、平成25年1月19日から実施する。

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

この規程は、平成25年11月27日から実施する。

この規程は、平成27年1月16日から実施する。

この規程は、平成27年10月20日から実施する。

平成 年 月 日

本書は社会福祉法人ユーアイ村の定款である。

社会福祉法人ユーアイ村 理事長 藤澤利枝 ⑩